

平成31年3月15日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年3月15日（金）午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	欠
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	濱 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	欠
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 紺野 明重

鹿島区 北山 一郎

原町区 門馬 勝弘 木幡 栄

3. 出席職員

- ①局長 佐藤 光 ②次長 齋藤 ひとみ ③主査 山本 将之
 ④副主査 島 健太郎 ⑤主事 平田 幸子 ⑥農政課主査 佐藤俊文
 ⑦農政課主査 但野典康 ⑧農政課主事 佐藤毅司 ⑨農政課主事 横山正勝
 ⑩農政課主事 中塚千春 ⑪小高区産業建設課係長 志賀弘達
 ⑫小高区産業建設課主査 伊賀貴幸 ⑬小高区産業建設課主事 紺野真俊

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 10 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 11 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 6 報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 7 報告第 13 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 8 議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 29 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第 10 議案第 30 号 農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについて（矢川原・片倉地区）
- 日程第 11 議案第 31 号 農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについて（太田地区）
- 日程第 12 議案第 32 号 農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについて（片草地区）
- 日程第 13 議案第 33 号 農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについて（飯崎地区）
- 日程第 14 議案第 34 号 農用地の買入協議の要請について
- 日程第 15 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 16 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 17 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 18 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第 19 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 20 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 21 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）

日程第 2 2 議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)

日程第 2 3 議案第 4 3 号 現況確認証明願について

日程第 2 4 議案第 4 4 号 農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の決定につ
いて

日程第 2 5 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度標準農作業料金の決定について

日程第 2 6 議案第 4 6 号 南相馬市農地利用最適化推進委員の決定について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 ただいまより平成31年3月南相馬市農業委員会、定例総会を開会いたします。
欠席通告者は、11番半谷真知子委員、12番佐藤邦義委員、16番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条の規定により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番瀧澤昇司委員、3番武田幸俊委員、4番佐藤廣委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。2月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第2号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第9号、専決第2号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 次に、専決第3号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第9号、専決第3号についてご説明いたします。議案書の4ページから6ページになります。贈与税及び相続税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予は23件、相続税納税猶予が1件、不動産取得税徴収猶予が10件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第４、報告第１０号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の９番委員からの報告を求めます。

９番委員 報告第１０号について説明いたします。議案書の７ページから８ページになります。この案件は売り手から公社への売買となります。去る３月７日午前１０時より、南相馬市役所、北庁舎２階、会議室２において、売り手申出人兼代理人１名、福島県農業振興公社の担当者１名、調整委員２名、市農政課を含め、事務局３名とオブザーバー３名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社の担当者より農地売買事業について説明をいただき、売り手についての聞き取りの後、価格についての協議となりました。申し出のあった農地については、売り手側から１０ａ当たり１００万円の価格が希望されたため、調整委員、事務局等から南相馬市管内では、３０万円から５０万円での事例が多く、今回提示された価格での事例はこれまでなかったと説明し、再度意向を確認しましたが、売買価格の調整がつかず、不調となりました。その際、事務局より当該農地の周辺地域における農地の保有、利用状況及び将来の見通し等から見て、当該農地を認定農業者へ集積することが適当であるため、３月１５日、本日開催の定例総会に買入協議要請を議案として提案したい旨の発言があり、全会一致で決しました。なお、この案件は議案第３４号の農用地の買入協議の要請についてに載せてありますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第５、報告第１１号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。宮川フジコ総務企画専門委員会副委員長からの報告を求めます。

宮川副委員長 総務企画専門委員会開催報告

- １ 日時 平成３１年３月４日月曜日、午前１１時から午後０時１０分まで
- ２ 場所 南相馬市役所北庁舎２階会議室２
- ３ 出席者は記載のとおりです。
- ４ 協議概要

(１) 南相馬市農地利用最適化推進委員の選考について

①現在の農地利用最適化推進委員が平成31年3月31日で任期満了となることから、平成31年4月1日付けで委嘱する委員について推薦及び公募を行った結果についての説明を受けた。

②審査・選考においては、選考基準を踏まえた事務局案が示され、それに対する質疑・応答が行われ、32人中29人を候補者として選考することで了解した。(32人中、応募と推薦で重複者がいることから、実質は31人。)

③選考された候補者については、議案として提案・決定していくことで確認した。

(2) その他

平成28年4月から平成31年3月までの農業委員互助会の精算について残余金の返還方法等を決定しました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第12号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第12号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページになります。今回7件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第13号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第13号、違反転用事実の報告についてご説明いたします。議案書13ページです。整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の表示等は記載のとおりです。違反転用にいたる経過及び理由等につきましては、該当地は隣地と

の境界があいまいな土地であり、平成7年に住宅及び納屋等を新築した時より、自宅敷地の一部として今まで使用してまいりましたが、今回、土留工事を行うに当たり、土地の調査をした結果、隣地の農地であったことが判明し、引き続き自宅敷地として利用するために必要な申請をするものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第28号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断も求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第28号について説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。今回、利用権設定が5件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第29号、南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第29号についてご説明いたします。議案書の16ページから53ページ

になります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第29号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について起案の内容について説明をいたします。議案書16ページから53ページになります。当該整備計画の変更に係る概要ですが、平成30年12月3日から12月28日まで、南相馬農業振興地域整備計画の変更申出の受付期間を設け、今回、変更申出が提出された内訳は、農用地区域からの除外申出が33件であります。農用地区域からの除外申出の内訳ですが、小高区が9件、鹿島区4件、原町区が20件であります。個別事業計画の内訳であります。農家住宅用地4件、一般住宅用地が6件、事業用地23件であります。これらの変更申出の内容について、農用地区域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところであります。なお、その内容の詳細については、別紙に記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第30号、農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第30号についてご説明いたします。議案書の54ページから65ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第30号について説明いたします。議案書は54ページから65ページに

なります。原町区の矢川原及び片倉地区においては、ほ場整備の進捗に伴い、今年の1月25日に組合員総数で43名の矢川原片倉営農改善組合を設立いたしました。設立総会当日の議事録と組合員名簿については、64ページから65ページをご参照ください。また、営農改善組合の設立に当たり、組合の規約と農用地利用規程を定めております。組合の規約については、60ページから63ページを、農用地利用規程については、56ページから59ページをご参照ください。本日は、農用地利用規程について、農業委員会へ意見を求めるものであります。農用地利用規程では、主に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置について、具体的に三つの取り組みを示しております。まず、一つ目の取り組みは、主要作物の作付の集団化及び栽培管理の改善の推進に努めることであり、その内容及び具体的な事項方策については、第4条から第7条で示しているとおります。次に、二つ目の取り組みは、農作業の効率化に努めることであり、その内容及び具体的な事項方策については、第8条から第9条で示しているとおります。最後に、三つ目の取り組みは、農用地の利用関係の改善に努めることであり、その内容及び具体的な実行方策については、第10条から第11条で示しているとおります。簡単ではございますが、説明は以上になります。なお、59ページ及び63ページに区域図を添付しておりますが、こちらのほう、大変見づらくっておりますため、ホワイトボードをご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第31号、農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第31号についてご説明いたします。議案書の66ページから85ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第31号についてご説明いたします。議案書の66ページから85ページになります。南相馬市原町区太田地区において、農用地利用規程を定め、農業委員会の意見を求めるものであります。組合の構成委員数は131名であり、農用地利用規程第10条によると、目標として約107haまで集積する計画となっております。その他、地域の位置図、組合規約、構成員の規約は記載のとおりとなっております。なお、組合規約及び農用地利用規程、議案書のページで申し上げますと、73ページ及び77ページに区域図として添付させていただいておりますが、見づらくなっておりますので、ホワイトボードに準備しました。こちらの平面図をご参照いただきますようお願いいたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第32号、農用地利用規程の認定に係る意見を求めることについてを議題といたします。

なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、8番委員、14番委員、紺野明重農地利用最適化推進委員には、この間退席をお願いします。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第32号についてご説明いたします。議案書の86ページから98ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である小高区産業建設課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者小高区産業建設課担当職員からの説明を求めます。

小高区産業建設課担当 議案第32号について説明いたします。議案書の86ページから98

ページになります。小高区片草地区において、農用地利用規程を定め、農業委員会に意見を求めるものでございます。申請団体、片草地区営農改善組合については、構成員96名となっており、目標として、地区の全域に当たります58haまで集積する計画となっております。ホワイトボード及び資料の議案書95ページに地区を記載してございますが、基盤整備片草地区に加え、基盤整備地区外
の原田地区及び仮置き場の地区を区域としてございます。規約、構成員は記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
8番委員、14番委員、紺野明重農地利利用最適化推進委員の復席を許します。
暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。
次に、日程第13、議案第33号、農用地利用規程の認定に係る意見を求める
ことについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第33号についてご説明いたします。議案書の99ページから111ペー
ジになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進
法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたもの
でございます。議案につきましては担当課である小高区産業建設課担当職員から
ご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、小高区産業建設課担当職員からの説明を求めます。

小高区産業建設課担当 議案第33号について説明いたします。小高区飯崎地区において、農
用地利用規程を定め、農業委員会に意見を求めるものでございます。申請団体、
飯崎地区営農改善組合については、構成員121名となっており、目標として、
地域の6割となる57.6haまで集積する計画となっております。ホワイト
ボード及び議案書107ページに区域を載せてございますが、基盤整備飯崎地区
を区域としてございます。規約、構成員については記載のとおりとなっております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、6 番委員。

6 番委員 この中で農用地利用規程の第 10 条農用地の利用関係の改善について、お伺いします。この 10 条の中では、農用地の利用権設定をする場合のことについて書かれていると思うんですが、組合は、次の通りの認定農業者等への農用地の利用の集積に努めるものとする書かれておりますが、今までの地区の農用地利用規程の中では、こういう農用地の利用権を設定する場合には、積極的に担い手等への農地の利用権設定を推進するということが書かれております。この飯崎地区に置いて利用権設定するために、認定農業者でないとこの農用地の利用集積ができないのかどうかお伺いします。

議 長 小高区産業建設課。

議 長 休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。小高区産業建設課。

小高区産業建設課担当 記載では、認定農業者等へと記載しており、認定農業者以外のところについても、利用の集積は努めるものとなっております。また、基盤整備地区であるので担い手と認定農業者というのもイコールになっているかと思えます。

議 長 はい、6 番委員。

6 番委員 担い手の方に利用権設定をする場合、認定農業者にならなくとも利用権設定はできるのでしょうか。

議 長 はい、農政課職員。

農政課職員 今のご質問でございますが、認定農業者でないと農地の貸し借りができないのかという質問についてですが、まず、農業経営基盤強化促進法に基づいての貸し借りでございますので、市の基本構想に基づく、農業者であれば貸し付けが可能と考えております。

議 長 暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。小高区産業建設課担当職員。

小高区産業建設課担当 10条に記載の方々については、基盤整備とセットで行っており将来的には、認定農業者へなる人たちとなっております。以上です。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 そうした場合、認定農業者でない担い手で、農地の利用権設定はできると考えてよろしいのかどうか。

議 長 小高区産業建設課。

小高区産業建設課担当 今回の10条については、将来認定農業者になるとされる担い手の方が57ha集積としてございます。また、それ以外に農地が約4割残ることになりますので、それについては担い手以外の方にも集積を図っていくことになるかと思えます。

議 長 6番委員、よろしいですか。

6番委員 はい、了解しました。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。はい、9番委員。

9番委員 今の答えですと、多分、6番委員が疑問に思ったのは、認定農業者等っていう、そういうこだわりは出たと思うんです。地域で担い手って言って、この人を担いにしましょうと推薦していたものが、認定農業者じゃないですよ。やる気がある人を認定農業者等として推薦して選んでやると、これは認定農業者にならなくていいんじゃないかっていう考えの方はいらっしゃると思うんですよ。そういう場合はってことで、6番委員が質問したと思うんですね。ただ認定農業者等だけでは解釈があやふやなんじゃないかなっていうふうに思うんです。この辺のことはもうちょっと柔らかく、地域の担い手の人っていうんで、やってあげればいい。広い意味のになるんじゃないかと思うんですね。それがちょっと6番委員が不安で、認定農業者にこだわったと思うんです。以上です。

議 長 小高区産業建設課。

小高区産業建設課担当 はい、10条について、認定農業者等というところの文言について再度整理したいと考えております。

議 長 9番委員。

9番委員 はい、よろしくお願いします。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、10条関係の文言整理をするということを条件に決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第34号、農用地の買入協議の要請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明いたします。議案書の112ページから113ページになります。まず、買入れ協議制度についてですが、概要は、本日配付資料の公社パンフレット基盤強化法による買入れ協議の仕組みをごらんください。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農地のあっせん申し出があった場合に、農業委員会及び農地中間管理機構等が、利用調整を行ってもなお双方の合意が得られず、優良農地が認定農業者以外に渡る恐れがある場合などに当制度を利用して、確実に認定農業者へ優良農地の集積を行うものです。先ほど報告第10号にて、9番委員から報告があったとおり、3月7日に農地中間管理機構を含めて利用関係の調整を行いました。が、売買価格について調整がつかず、不調に終わったため、結果として、認定農業者への売買が困難となりました。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定の中に、農地中間管理機構等を含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難となった場合、当該農地や周辺の農地の利用状況及び将来の見通し等から見て認定農業者に対する農地の集積を図るため、改めて農地所有者と農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を通知するよう市長に対して要請することができることとなっております。今回の事案におきましても、市の基本構想を実現する上で、将来的な見地から優良農地を認定農業者に集積するために、農地中間管理機構の機能を活用した

ほうが有効と判断されるため、市長に対し要請するものであります。以上です。

議 長 暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 議事を再開いたします。ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第35号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第35号についてご説明いたします。議案書の114ページから115ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第36号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第36号についてご説明いたします。議案書の116ページから117ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上で

す。

議 長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第37号についてご説明いたします。議案書の118ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から12カ月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告をお願いいたします。申請番号1番について、4番委員。

4番委員 議案第37号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。3月13日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりです。この案件については、現地案内図の申請箇所の東側と西側の両隣接地に農地改良の計画に伴って、農地をかさ上げすることで、その真ん中に挟まれた今回の申請地の水田の耕作が困難となることから、同じくかさ上げをして、水田から畑に変更して、転用申請するものです。この隣接地の土地所有者には同意をいただいております。以上のことから、調査項目に基づき、代理人の行政書士から聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18 議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 38 号についてご説明いたします。議案書の 119 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、貸住宅、駐車場等を整備する目的で転用許可を受けましたが、南側隣接地に住宅が建築されたことに伴い、日照が著しく低下してしまいました。このことから当初計画を断念し、事業計画を変更して、貸駐車場を整備して経営するため事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員からの報告についてですが、申請番号 1 番の現地調査員、11 番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 11 番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第 38 号申請番号 1 番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は 2 ページです。3 月 8 日午前 9 時より、被設定人代理の行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。以上、11 番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業を計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の 120 ページから 122 ページになります。申請番号 1 番から 3 番まで、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。申請番号 2 番及び 3 番については、それぞれの申請番号申請と議案第 40 号申請

番号1番の関連案件となっております。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、土取り場として使用する目的で転用許可を受けましたが、当初計画では、土砂の搬出が終わらないことが判明したことから、期間を延長するため、事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号2番については、建売住宅を建築する目的で転用許可を受けておりますが、東日本大震災の影響を受け、許可当時に比べ、申請地周辺での建売住宅に対する需要が少なくなったことから、従前の計画である住宅9棟の建築から住宅7棟の建築へと事業の規模を縮小するため、事業計画変更を行うものです。続きまして、申請番号3番については、関連案件の申請番号2番において、転用事業者が区域の減少を行う土地について、承継者が自身の事業用地として使用するため、従前の許可内容である建売住宅の建築から資材置場等の整備に事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第39号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。3月11日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請当事者の住所、氏名、職業、事業計画変更の事由までは記載のとおりですが、この案件については、土取り場として使用する目的で、平成29年8月に転用許可を受けた案件です。当初計画は、転用許可日から2年間で土の搬出を終え、農地に復元する計画でありましたが、地域の土地の事業の変化により、土の搬出計画が遅れており、工期を1年延長して3年間としたいとの賃貸借権の期間の変更です。この申請地は、当初斜面となっており、耕作するには不便な土地であることから、土を削り高低差を減らすことで耕作しやすい土地にすることで、土地の使用者から申し出があつてあつたことから、地目の水田が9,039㎡で、その他に雑種地が5,010㎡で合計14,049㎡の土取りの面積となっています。この搬出先は、現在は、除染後の廃棄物浪江の仮置き場をのための造成工事に土が必要となることから、採取して仮置き場作りを請け負っているようです。調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号2番、3番につきまして、8番委員。

8番委員 議案第39号申請番号2番は、議案第39号の申請番号3番及び議案第40号申請番号1番の関連案件ですので、議案第40号申請番号1番の報告で一括して報告したいと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。ここで休憩をいたします。午後2時40分から再開をしたいと思いますので、10分間休憩をいたします。

(休憩)

議 長 それでは議事を再開いたします。次に、日程第20、議案第40号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第40号についてご説明いたします。議案書の123ページから126ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明させていただきます。申請番号1番について、この案件は議案第39号、整理番号2番及び整理番号3番関連の案件となっております。続きまして申請番号8番について、この案件は報告第13号整理番号1番の関連案件となっております。以上です。

議 長 続きまして今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について8番委員。

8番委員 議案第40号申請番号1番について、農地の事前調査の報告をいたします。本案件は先ほど述べましたように、議案第39号の申請番号2番及び3番の関連案件ですので、一括して順に報告したいと思います。現地案内図は4ページです。所在、申請事由等は記載のとおりです。去る3月9日午前9時頃より、代理人の行政書士の立会いで、現地において、許可基準に基づき詳細聞き取りを行いました。議案第39号申請番号2番は、平成16年5月14日付けで転用許可を受け、事業を遂行してきたが、東日本大震災の影響で、当初の計画より事業規模縮小することにより、許可後の事業計画変更の申請です。議案第39号申請番号3番は、申請番号2番での事業規模縮小の土地を継承者が資材置き場で整備するための事業計画の変更であります。議案第40号の申請番号1番は転用地の所有権移転の申請でありまして、用途が変わるので、詳しく現地を調査いたしました。現地の状況は既に転用許可が進んでおりますので、造成工事がほぼ完成しております。

た。しかし、北西側の土どめ工事がまだなされていない状況でしたが、この部分はL型擁壁を修正するということの計画でした。また、利用計画で残土置場の部分があるので飛散防止の件についての対策を確立すると。主に車両や機材・資材置場を考えているが、飛散のおそれのあるもの等については、シート等でしっかり養生して飛散を防止するとのことを確認いたしました。以上のことから、立地基準、一般基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番3番について、9番委員。

9番委員 議案第40号申請番号2番について報告いたします。案内図は5ページです。3月12日午前9時30分頃、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人が遠方のため、3月11日、電話にて連絡で内容を確認いたしました。申請内容は、記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、立地条件、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。次に、申請番号3番について、議案第40号申請番号3番について報告いたします。案内図は5ページです。3月12日午前9時30分頃と譲渡人であります法人の担当者立ち会いのもと、現地調査いたしました。申請内容は記載のとおりです。譲渡人も、議案第40号申請番号2番と同じですので、譲渡人とも、電話で確認して内容を確認しております。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号4番、5番、6番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第45号申請番号4番、5番、6番、同じ関連案件となりますので、合わせて一度に報告したいと思います。案内図は6ページです。去る3月12日、行政書士立ち会いのもと、現地を調査してまいりました。所在、申請事由等は記載のとおりとなっております。譲渡人の土地に、お二方で、アパート建設するという内容でした。以上の経過から立地基準、一般基準と調査した結果、特に問題はないと判断しましたので、皆様の審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号7番について、18番委員。

18番委員 議案第40条の申請番号、7番の調査の結果を報告いたします。案内図は7ページでございます。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。3月8日午前10時より、渡人立ち会いのもと、調査項目に従って調査し結果、立地基

準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長 次に申請番号8番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第40号申請番号8番について報告いたします。去る3月9日1時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は8ページです。申請事由は記載のとおりでございます。調査の結果、一般基準、立地基準、問題ありませんでしたのでご報告いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第21、議案第41号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第41号についてご説明いたします。議案書の127ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足のある案件のみご説明させていただきます。申請番号2番については、第2種農地に食品製造工場を建設するものです。事業面積が3,000㎡を超えていることから、開発許可が必要な案件となっております。開発担当の都市計画課に確認したところ、開発許可に係る手続に関しては順調に進んでいるとのことです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、13番委員。

13番委員 議案第41号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。申請事由は記載のとおりで、案内図は9ページです。去る3月12日午前10時より、渡し人の体調が悪く出席出来ないということで、受け人と現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。なお、周辺の農地で自家野菜をつくっていらっしゃる方が多く見られたので、太陽光の周りの柵の草刈りをまめに行うよう話しておきました。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長 次、申請番号2番について、14番委員。

14番委員 議案第41号申請番号2番について現地調査を行いましたので報告を申し上げます。所在から申請事由については記載のとおりでありまして、現地案内図は10ページであります。食品加工工場の新設ということでの転用でありまして、転用地につきましては、県道と市道2本、さらには、北側については、渡し人の農地となっておりますので、環境的には何ら問題はないと思われまゝ。右側のほうの住宅地がありますので、この住宅地のわきは駐車場として利用することとでございます。食品加工工場でありますので、1番の問題は、排水の問題でありまして、排水につきましては、浄化槽を用いて、前の県道のわきにある用排水路に放出いたします。この用排水路につきましては、請戸川の水も用水路として使っておりますので、請戸川の土地改良組合の同意書、さらには、地元行政区の同意も得ておりますので何ら問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第22、議案第42号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第42号についてご説明いたします。議案書128ページから129ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、土砂を採取するための進入路、駐車場、排水路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。続きまして、申請番号2番については、土砂を採取するための進入路、車両旋回広場、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から36カ月間となっております。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、13番委員。

13番委員 議案第42号申請番号1番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は11ページです。去る3月12日午前11時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様ご審議よろしくお願いします。

議長 次に、申請番号2番につきまして、14番委員。

14委員 議案第42号申請番号2番について、現地調査を行いましたので、報告を申し上げます。現地案内図は12ページでありまして、3月9日午前10時30分より被設定人、立ち会いのもと、現地調査を行いました。土砂採取のための進入路並びに、駐車場の設置のための一時転用であります。県道相馬浪江線、通称山麓線から約200m入ったところでありまして、この進入路につきましては、若干狭いので、鉄板を敷いて、10トンダンプが通れるように確保いたします。また、駐車場並びに、車を旋回する場所につきましても、転圧して鉄板を敷いて使用するわけでございます。このわきに用水路がありまして、この一時転用地の周りの水田は作付されておりますので、用水路につきましては、土のうを積み高さを上げて蓋をして土砂等を入らないようにいたします。そのためにも地区の同意書並びに水稻の作付者の同意も得ておりますので、何ら問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 次に、申請番号3番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第42号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。案内図は13ページです。所在、申請事由は記載のとおりです。去る3月12日午後1時30分、代理人立ち会いのもと、調査をしてまいりました。その結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 次に、申請番号5番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第42号申請番号5番の調査の結果の報告をいたします。案内図は15ページでございます。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。3月8日午前11時より、被設定人立ち会いのもと、調査項目に沿って調査し結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしくお願いします。

議 長 申請番号4番については、現地調査員、12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第42号申請番号4番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は14ページです。3月9日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。この案件は祖父と孫との使用貸借権の設定です。調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第23、議案第43号、現況確認証明願いについてを議題といたします。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。議案書の130ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いとなっております。申請のあった3筆の農地のうち、2筆について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員を代表いたしまして、1番委員から報告をお願いいたします。

1番委員 申請番号1番につきまして、現地調査した結果を報告いたします。平成31年3月5日午後2時10分より、申請人の夫、事務局、11番委員、13番委員それから私の立ち会いのもと調査を行いました。まず、三つの土地のうち、1番目に記載の塩塚の農地につきまして、農地と判断しました。土地の利用状況及び非農地とした経過を調査した結果、そのように判断いたしました。具体的には、数十年前までは桑畑として利用されていたものの、以後の土地の利用はありませんでした。しかし、現地は、木が数本境界側に残されているものの、草刈りなども

なされ、整備されているほか、水路にも面し、平地で日当たりも良好で農耕に適した土地で農地への復元は可能であると判断しました。また、公道からの侵入は容易であるし、農地として継続利用される見込みがあるものと判断し、農地と判断したものです。次に、風越の農地2筆につきましては、土地の利用状況及び非農地化した経過を調査した結果、山林化しているものと判断し、非農地と判断しました。具体的には、数十年前まで、申請地を桑畑として利用しておりましたが、そのあとはサツマイモなどを栽培していました。しかし、それも20年以上前に栽培をやめてからは、農地として利用していなかったものであります。申請地は平面で面積が広大であります。一面に笹などが生い茂り山林化しております。また、笹の根が広く根づいているため、土を耕すことも著しく困難な状況で、農地として復元できる状態にありません。元来、申請地は公道に近接しているものの、公道からの進入路も狭く、リヤカーが通れる程度でございます。また、草木が生い茂り倒木もあるため、80歳以上の高齢の申請者夫婦では管理自体困難であるということもあり、継続利用される見込みはないものと判断いたしました。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第24、議案第44号、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第44号についてご説明いたします。議案書の131ページから132ページになります。こちらの内容につきましては、平成31年1月31日開催の総務企画専門委員会において協議し、その結果をもとに、定例総会において決定を求めるため、提案させていただくものです。こちらの内容について、ご審議いただき決定となれば、各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る手続きとなっております。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、議長5番委員。

5番委員 これは平成30年の情報ですか。

議 長 事務局。

事務局 はい、こちらの賃借料の内容については、平成30年1月から12月までに締結された賃借料に関する情報となっております。以上です。

議 長 5番委員、よろしいですか。

5番委員 はい、了解しました。

議 長 その他、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第45号、平成31年度標準農作業料金の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第45号についてご説明いたします。議案書の133ページから134ページになります。この内容につきましては、平成30年12月7日開催の総務企画専門委員会及び平成31年1月31日開催の総務企画専門委員会で協議した内容を平成31年3月4日の標準農作業料金検討会議で確認し、その結果をもとに、定例総会において決定を求めるため提案させていただくものです。基本的には、昨年と同様の内容となっておりますが、1の作業賃金の項目について、昨年まで7,000円と表記させていただいたものから7,200円と変更をしております。さらに、2の農作業料金の項目のうち、乾燥調整について糶摺り作業料が含まれているかの問い合わせがあったことから、こちらの項目に糶摺り料金が含まれていることがわかるように、表示を行ったほか、標準農作業料金検討会の中で、色彩選別料がこの表に乾燥調製に含まれていないことを明記したほうがいいのではないのかという意見を受けて、摘要欄に色彩選別料金に関しては含まれていないという旨を追記させていただいております。また、作業料金の下部の備考欄に消費税が10月以降改定となった場合に、当事者間で協議するよう、記載しております。こちらの内容について、今回ご審議いただき、決定となれば、各関係機関及び市の広報紙で周知を図る手続となっております。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第26、議案第46号南相馬市農地利用最適化推進委員の決定についてを議題といたします。なお、この議案は農地利用最適化推進を決定する案件でありますので、農地利用最適化推進委員の皆様には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第46号についてご説明します。議案書は、別冊の追加提出案件となります。まず、選考経過についてですが、平成30年12月中旬より各区の区長会役員会へ選考の概要を説明しました。平成31年1月上旬には、各地区の区長会長へ各地区からの推薦の依頼をしました。人数につきましては、小高区6人、鹿島区6人、原町区12人の合計24人です。定数は35人ですので、残りの11人については、一般公募として1月15日から2月13日まで、市の広報紙やホームページ等で募集を行ってきたところです。結果は各地区からの推薦については24人すべての推薦がありましたが、一般公募については、11人中7人の応募となり、合わせて31人となりました。定数は35人ですが、農地利用最適化推進委員に求められる任務は、現場活動を通じて農地利用の集積、集約化を行う業務ですので、応募者全員を選考するのではなく、業務を行う適格者を選考すべきであることから、推薦、応募のあった31人について、3月4日に開催した総務企画専門委員会で選考審査を行いました。その結果31人中、29人を農地利用最適化推進委員として委嘱すべき適格者として選考したところです。この選考者につきましては、別冊議案書の2ページに記載してあります。任期については、農業委員と同じく平成31年4月1日から3年間となっております。経過等についての説明は以上となりますが、ただいま説明した内容を勘案していただきながら決定していただきたく、ご提案します。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 農地利用最適化推進委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 それでは再開をいたします。以上を持ちまして、本日予定いたしました。報告 5 件並びに議案 19 件、合わせて 24 件の審議をすべて終了いたしました。これを持ちまして本日の 3 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後 3 時 20 分

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

平成 31 年 3 月 15 日

議事録署名人 (2 番・タキザワ ショウジ)

⑩

議事録署名人 (3 番・タケダ ユキトシ)

⑩

議事録署名人 (4 番・サトウ ヒロシ)

⑩